

新潟市民芸術文化会館 施設利用計画書(練習用)

主催者 (申請者)	住所	〒			
	電話	FAX	URL		
	ふりがな				
	団体名				
	ふりがな				
連絡先	住所	〒			
	電話	FAX	携帯電話		
	メールアドレス				
ふりがな					
氏名					
利用内容					
利用日	利用施設	利用時間		利用予定人数	希望附属設備 (楽器を含む)
		開始	終了		
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
館内掲示板表示	有 表示名 () 無				
備考					

確認事項

施設使用料の納付 いずれかに✓	<input type="checkbox"/> 利用申請日に納付します
	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日までに納付します(納付前に利用を取り止める場合も全額納付します)
注意事項 ✓を付けてください	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込(振り込み手数料は負担します)
	<input type="checkbox"/> 裏面“申請時の注意事項”を読みました。
	署名 _____

職員記入欄

受付日	平成 年 月 日	担当者		受付番号	
-----	----------	-----	--	------	--

申請時の注意事項 必ずお読みください。

□ **申請の変更について**

- 利用許可を受けた事項に変更がある場合、それに伴い発生する差額をお支払いいただきます。
- 変更に伴う使用料の差額は還付いたしません。

□ **申請の取り止め、使用料の還付について**

- 利用許可を取り止める場合、原則として使用料は還付いたしません。
ただし、次に該当する場合は、その使用料の全部又は一部の還付を受けることができます。

還付する場合	還付額
利用者がその責めに帰すことのできない理由によって、ホールなどを利用できなかった場合	使用料全額
コンサートホール・劇場・能楽堂・スタジオ・ギャラリーの利用開始日の 3か月前まで に利用の取消の申し出を行った場合	使用料全額の50%に相当する金額
練習室の利用者が利用開始日の 14日前まで に利用の取消の申し出を行った場合	使用料全額の50%に相当する金額

※ 還付を希望される場合、「使用料還付申請書」を提出していただき、指定の銀行口座にお振込みいたします。

□ **利用権の譲渡などの禁止**

- 利用許可を受けた施設を、利用目的以外の目的で使用したり、また第三者にその権利を譲渡・転貸することはできません。

□ **その他**

1. 以下の場合には施設の利用許可はできません。

- ① 他のものに迷惑を与える恐れがあると認められるとき。
- ② 物品の販売その他これに類する行為を行う恐れがあると認められるとき。
※ ただし、催し物に関するグッズに限り、物品販売を許可する場合がございます。
ご希望の際は、あらかじめ申請してください。

- ③ 会館の施設及び設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
- ④ 管理上支障があるとき。

2. 以下の場合には、すでに利用を許可していても許可を取り消し、または利用を停止していただきます。

- ① 上記1の①～④に規定する事項が発生したとき。
- ② 偽りその他不正手段により利用許可を受けたとき。
- ③ 利用許可条件に違反したとき。
- ④ 会館の条例または条例に基づく規則に違反したとき。
- ⑤ その他会館の管理上または公益上の理由により特に必要があると認められるとき。

3. その他注意事項

- 不測の事態によって観客・出演者・関係者に事故等が発生した場合、会館ではその責任を負えませんのでご了承ください。
- 天変地異・災害・交通機関のストライキ・事故等の不可抗力によって予定の公演が開催できない場合等の損害について、会館ではその責任を負えませんのでご了承ください。
- 施設利用に際し、特別な設備を利用する場合は許可が必要ですので、あらかじめ申請をしてください。
- 消防法上、入場者の定員は厳守してください。能楽堂は立見禁止です。